



基 発 第 4 1 0 号
昭 和 5 7 年 6 月 1 4 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施について

今般、別添のとおり「労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱」を定め昭和57年7月1日から実施することとしたので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病者であって、その症状が固定した後において疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者については、その後における季節、天候、社会環境等の変化に伴い症状に動揺をおこすことがあるので、これらの者に対して労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の労働福祉事業として、労災はり・きゅう特別援護措置(以下「特別援護措置」という。)を実施し、もつて円滑な社会復帰を図るよう措置したものである。

2 対象者

特別援護措置は、業務災害又は通勤災害により頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等になり患し、労災保険法による障害補償給付又は障害給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者(傷病が治癒した者に限る。)で、はり・きゅう施術を必要とする者に対して行うものであること。

3 特別援護措置の内容

施術回数の限度は、原則として1月5回とする。

なお、季節の変化等により症状に動揺をきたすこともあるので、その症状によっては若干その限度を上廻ってもやむを得ないものとするが、この場合でも1年間70回程度を目安とすること。

4 実施機関

都道府県労働基準局長(以下「基準局長」という。)は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(昭和22年法律第217号)第9条の2の規定に基づく届出を行った施術所(以下「施術所」という。)の中から施術所の申請に基づき指定することとし、施術所を指定したときは、その名称、所在地、電話番号及びはり・きゅう業務に従事する施術者の氏名を本省(労災管理課)あて報告すること。

5 特別援護措置の申請

- (1) 特別援護措置は症状の固定後、治癒後における生活環境等の変化に対応させるために行うものであるため、傷病の治癒後相当期間を経過したものについては対象としないこととし、傷病の治癒した翌日から起算して2年を超えてされた申請は、これを受理しないこと。
- (2) 「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書」を受理した労働基準監督署長は、その内容を

保険給付記録票等既存の資料と照合し、当該記録票の「労働福祉事業関係欄」に「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書経由」の旨を記入のうえ、当該労働基準監督署長の管轄区域を管轄する基準局長へ進達すること。

- (3) 基準局長は、特別援護措置に係る申請を行った者(以下「申請者」という。)が適格者であると認めるときは、申請者に対し、「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書」(以下「承認書」という。)を交付するとともに、「労災はり・きゅう特別援護措置原簿」(様式1号)を作成すること。
- (4) 基準局長は、承認書を交付するにあたっては、申請者が希望する施術所に対し施術の可否について事前に照会し、施術が可能であることを確認すること。
- (5) 基準局長は施術所の変更を認めるときは、承認書の施術所の名称及び所在地を基準局長印をもって訂正し、承認年月日を付記して当該承認書を交付すること。
- (6) 施術所変更の場合の「やむを得ない事由」とは、承認書の交付を受けた者が住居を移転し通院することが著しく困難となった場合或いは現にはり・きゅう施術を受けている施術所が廃止となった場合等をいうものであること。

5 支払事務

- (1) 都道府県労働基準局労働保険特別会計支出官は「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書」を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは当該費用を(項)労働福祉事業費(目)診療等委託費から支出するものとする。
- (2) 特別援護措置に要する費用の支払いに関する事務は、昭和48年8月9日付け基発第467号通達「労災特別援護措置について」記7の支出事務(1)のイ「療養の費用」に準じて処理することとする。

6 報告

特別援護措置の実績について「労災はり・きゅう施術特別援護措置状況報告書」(様式第2号)により前年度分を4月30日までに本省(労災管理課)あて報告すること。

7 様式

本通達で示した様式(要綱中の様式を含む。)については、別途管理換えをする予定であるが、当分の間適宜複写する等により使用すること。

労災はり・きゅう施術特別援護措置状況報告書

労災はり・きゅう施術特別援護措置状況報告書

() 労働基準局

氏名	承認番号	初検年月日	傷病名	障害等級	継続又は 完結の別	備考
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	
	No	. . .		等級 号	継・完	

昭和 年 月 日

労働省労働基準局労災管理課長殿

[参考]

委託契約書(例)

契約書

(契約の目的)

労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業を行うため、支出負担行為担当官労働基準局長(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、都道府県労働基準局長の交付する「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書」(以下「承認書」という。)を提示した労働者に対してはり・きゅうの施術を行うものとする。

(契約履行の場所)

第2条 前条のはり・きゅうの施術は、(施術所の名称及び所在地)において行うものとする。

(費用の請求)

第3条 乙は、第1条に基づくはり・きゅうの施術に伴う費用については、承認書の交付に係る都道府県労働基準局の労働保険特別会計支出官(以下「支出官」という。)に対して、「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書」により請求するものとする。

(費用の算定)

第4条 前条の費用は、労働省労働基準局長が定める「労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱」(以下「要綱」という。)に基づき算定するものとする。

(費用の支払)

第5条 支出官は、第3条の請求を受けたときは、その請求に係る費用を、遅滞なく乙に支払うものとする。

(実施細目)

第6条 第4条に規定する場合の他、この契約の実施に係る事項は要綱の定めるところによる。

(監督及び検査)

第7条 甲は必要に応じ乙の実施するはり・きゅう施術について監査を行い、又は報告を求めることができる。

(契約に関する紛争の解決方法)

第8条 この契約書及び要綱に定めのない事項については甲乙双方が協議して定めるものとする。

(契約期間)

第9条 この契約の有効期間は昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の2月前までに甲乙双方から何らの意思表示をしない場合には、契約期間は1年間更新し、以後も同様とする。

(契約の解除)

第10条 前条の規定に拘らず、甲乙双方は、何時でも解約の申し入れをすることができ、この場合には、解約申し入れ後2カ月を経過することにより、この契約は終了する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官

労働基準局長 (印)

乙 (印)

別添

労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱

1 趣旨

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病者であつて、その症状が固定した後において疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者にあつては、これらの疼痛、しびれ、麻痺等を対症療法的に軽減させ治ゆ後における生活環境等の変化に漸進的に対応させる必要があるので、これらの者に対して労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の労働福祉事業として、労災はり・きゅう施術特別援護措置(以下「特別援護措置」という。)を実施し、もつて円滑な社会復帰の促進を図るものとする。

2 対象者

特別援護措置は、業務災害又は通勤災害により頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等になり患し、労災保険法による障害補償給付又は障害給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者(傷病が治ゆした者に限る。)で、はり・きゅう施術を必要とする者に対して行うものとする。

3 特別援護措置の内容

対象者が申請の際希望する期間を考慮し都道府県労働基準局長(以下「基準局長」という。)が定める期間(以下「施術期間」という。)内に、はり・きゅう施術を特別援護措置として行うものとし、施術期間は1年以内施術回数の限度は原則として1月につき5回とする。

4 実施機関

- (1) 特別援護措置は、あん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2の規定に基づく届出を行った施術所(以下「施術所」という。)のうち基準局長が指定する施術所において行う。
- (2) 施術所の指定は、施術所の所在地を管轄する基準局長(以下「所轄局長」という。)が、施術所の申請に基づいて行う。
- (3) 前号の指定を受けようとする施術所は、「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書」(様式第1号)(以下「委託申請書」という。)に次の書類を添えて所轄局長に提出するものとする。
 - 一 施術所の概要を記載した書面
 - 二 施術所に所属するはり師又はきゅう師の免許証の写及びその略歴を記載した書面
- (4) 申請を受理した所轄局長は、内容を審査し、特別援護措置を行う施術所として適当と認め、指定したときは、特別援護措置に係る委託契約を締結する。

5 特別援護措置の申請

- (1) 特別援護措置を受けようとする対象者は、「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書」(様式第2号)を療養補償給付等の請求に係る労働基準監督署長を経由して、当該労働基準監督署長の管轄区域を管轄する基準局長に提出するものとする。

ただし、療養補償給付又は療養給付としてのはり・きゅう施術を受けたことがない者にあつては、「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書」に主治医の「労災はり・きゅう施術特別援護措置診断書」(様式第3号)援護を添付させるものとする。
- (2) 前号の申請は、傷病が治ゆした日の翌日から起算して2年以内に行うものとする。
- (3) 申請を受理した基準局長は、申請が適正であると認めたときは、施術期間等を明示した「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書」(様式第4号)(以下「承認書」という。)を交付するものとする。
- (4) 承認書の交付を受けた者がはり・きゅうの施術を受けようとするときは、施術所に対して承

認書を提示するものとする。

なお、やむを得ない事由により施術所を変更しようとするときは、「施術所変更申請書」(様式第5号)に承認書を添えて承認書を交付した基準局長へ提出するものとする。

(5) 前号の施術所変更申請書を受理した基準局長は申請が適正であると認めるときは、これを承認するものとする。

6 費用の請求等

(1) 施術所は、はり・きゅう施術を行ったときは、「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書」(様式第6号(1))に「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書」(様式第6号(2))を添えて提出するものとする。

(2) 前号の請求は1月分をまとめて翌月の10日(当該日)当該日の前日が、日曜日又は祝日である場合を含む。)が日曜日又は祝日の場合は当該日の前日とする。)までに行うものとする。

(3) はり・きゅう施術に係る費用の算定については、労災保険法の規定による療養の費用の算定の例によるものとする。

ただし、往診料は含まないものとする。

様式第1号

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書

労働者災害補償保険
労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書

名 称	
所 在 地	(〒) TEL ()
はり師・きゅう師氏名	

労働者災害補償保険法第23条第1項の規定に基づく労災はり・きゅう施術特別援護措置を行う施術所として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請者の住所及び氏名

(法人の場合は、名称、代表者の職
氏名及び所在地)

⑩

労働基準局長 殿

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書

労働者災害補償保険

労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書

労働保険番号		府 県 所 掌 管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号
傷 病 名			障害の部位		
負傷(発病)年月日		年 月 日	治癒年月日		年 月 日
障害(補償)給付支給決定年月日		年 月 日	障害等級	第 級 号	
希望施術期間		年 月 日から 年 月 日まで			
希 望 施 術 所	所在地	(〒)		TEL ()	
	施術所名				
療養(補償)給付としてはり・きゅう施術を受けた期間及び施術所		年 月 日から 年 月 日まで			
		施術所名称	所在地		
<p>上記により、労働福祉事業としての労災はり・きゅう施術特別援護措置を受けたいので申請します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>労働基準局長殿</p> <p>住所 (〒)</p> <p>申請者の 氏名 TEL () - ④</p>					
署 処 理 欄			局 処 理 欄		
保険給付事項等照合責任者氏名		本件承認してよろしいか		承認年月日	原簿記入者印
申 請 者 に 係 る 事 項	負傷年月日	年 月 日	局長 次長 課長 課長補佐 係長	年 月 日	
	障害(補償)給付支給決定年月日	年 月 日		承認番号	
	障害等級	級 号		No	
	医療機関名等				
署長意見					

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう特別援護措置診断書

労働者災害補償保険
労災はり・きゅう特別援護措置診断書

氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日
傷病名及び 傷病部位		負傷又は発病年月日	初診年月日	
		年 月 日	年 月 日	日
障害の 状態 (主訴を含む)				
注 意 事 項				
目 的 及 び 期 間				

上記のとおり診断により指示します。

昭和 年 月 日

所在地

病院又は

名称

診療所の

主治医氏名



労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書

労働者災害補償保険
労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書

殿

承認書番号	No
-------	----

昭和 年 月 日付けをもって申請のあった労災はり・きゅう施術特別援護措置について、下記のとおり承認します。

昭和 年 月 日

労働基準局長 印

記

- | 1 労働保険番号 | 府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | | | 枝番号 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | |
- 2 申請者氏名 生年月日 昭和 年 月 日生
- 3 傷病名 障害の部位
- 4 施術所の名称 所在地
- 5 施術期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 施術回数 原則として、1月につき5回を限度とする。
- 7 はり・きゅうの施術を受けるときには、本承認書を施術所に提示すること。

施術所変更申請書

施 術 所 変 更 申 請 書

労働基準局長 殿

申請者の住所及び氏名

㊦

昭和 年 月 日付け承認番号No. により交付を受けた「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書」中記の4につき、下記の理由により、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 現在の施術所
名 称
所 在 地
- 2 変更希望施術所
名 称
所 在 地
- 3 変 更 理 由

様式第6号(1)

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書

労働者災害補償保険

労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書

労働基準局

労働保険特別会計支出官殿

	百万		千		円
請求金額					

上記金額を労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費 年 月分として
請求します。

なお、当月分に係る施術受療者は次のとおりで、当該者に係る内訳書は別紙
(枚) のとおりです。

氏 名	承認番号	1ヵ月における施術回数	金 額

昭和 年 月 日 (〒)

所在地

TEL () -

施術所名

代表者職氏名



(注) 請求金額の冒頭には「〒」記号を記入して下さい。

振込先金融機関名	銀行 店
預貯金別種	普通・当座・通知・別段
預貯金口座番号	

(受取人住所氏名)

労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書

労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費
内 訳 書

受 療 者	氏 名			生年月日	昭和	年	月	日				
	住 所			承認番号	No.							
初検年月日	年	月	日	施術期間	年	月	日から	年	月	日まで	施術 日数	日
施 術 の 内 容								備 考				
施 術 名				回 数	金 額							
初 検 料					円							
施 術 料	は り											
	き ゅ う											
	は り・き ゅ う 併 用											
	電 気 療 法	電 気 針										
電 気 温 灸 器												
合 計					円							